平成２３年（フ）第４５号
愛媛県新居浜市土橋１丁目３番15号
債務者　クロスタニン邦香こと　近藤　邦香（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１５号
高知県安芸郡安田町大字与床302番地
債務者　平山　公貴
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
高知県安芸市矢ノ丸２丁目１番19号
債務者　南　　明宏
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
福岡県久留米市瀬下町305番地１
債務者　藤田　正二
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第５８号
福岡県久留米市瀬下町305番地１
債務者　藤田喜利恵
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第５９号
福岡県久留米市瀬下町305番地１
債務者　藤田　宏志
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第７４号
福岡県久留米市小森野３丁目20番25号
債務者　久間久美子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第８３号
福岡県久留米市上津町2228番地1560　エクレールフラッツＢ―210号
債務者　平島　　恵
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第７６号
大分市西大道１丁目１番13―503号　堤コーポ
債務者　広末　憲二
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１１９号
宮崎市大字恒久1041番地
債務者　江藤　あゆ
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６０号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山1299番地
債務者　木下　佳也
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第７２号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目42番69―54号
債務者　湯之谷伸一
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台３丁目39番14号
債務者　福元　友美
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５６号
福島県郡山市堤３丁目67番地　マルトハイツ201号
債務者　竹内　　寧
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
茨城県神栖市柳川2990番地４
債務者　高橋　永保
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第２３号
茨城県神栖市知手中央３丁目10番39号　ポートハイムⅠ
債務者　高橋　裕子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第２４号
茨城県神栖市鰐川25番地239
債務者　中村　　弘
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第２５号
茨城県神栖市鰐川25番地239
債務者　中村八重子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
水戸地方裁判所麻生支部